

# 北海道教育大学附属函館小学校校則

制 定 平成16年4月1日  
平成16年規則第86号

## 第1章 目的

(趣旨)

第1条 この校則は、北海道教育大学学則（平成16年学則第1号）第11条第2項に基づき、北海道教育大学附属函館小学校（以下「本校」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本校は、児童の心身の発達に応じて、初等普通教育を施すとともに、北海道教育大学（以下「本学」という。）の教育計画に従い、次に掲げる任務を果たすことを目的とする。

- (1) 教育の理論及び実際に関する研究並びにその実証を行うこと。
- (2) 本学学生の教育実習を行うこと。

## 第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第3条 修業年限は、6年とする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日
- (2) 本学創立記念日 6月1日
- (3) 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日

2 前項第3号の休業日及び臨時休業日は、校長が定める。

3 校長は、必要と認めるときは、休業日を授業日とすることができる。

## 第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程及び授業時数)

第7条 教育課程及び授業時数は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の定める基準によるものとする。

## 第4章 学習の評価、課程修了及び卒業の認定

(学習の評価)

第8条 学業評価に関する基準及びその方法は、別に定める。

(修了の認定)

第9条 校長は、各学年の課程を修了したと認めた者に修了証書を授与する。

(卒業証書の授与)

第10条 校長は、本校の全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する。

## 第5章 児童定員及び職員組織

(学級定数及び児童定員)

第11条 本校の学級定数及び児童定員は、次のとおりとする。

区 分	学級定数	児 童 定 員	
		1学級当たり	計
附 属 函 館 小 学 校	1 2	4 0	4 8 0

(職員組織)

第12条 本校に、次の職員を置く。

- (1) 校長
  - (2) 副校長
  - (3) 教諭
  - (4) 養護教諭
  - (5) 事務職員及びその他必要な職員
- 2 前項に規定するもののほか、主幹教諭及び栄養教諭を置くことができる。
  - 3 校長は、本学の教授をもって充てる。
  - 4 事務職員は、函館校室所属の事務職員をもって充てる。

(職務)

第13条 校長は、学長の監督の下に副学長（函館校担当）の指導を受け、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 3 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、児童の教育をつかさどる。
- 5 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 6 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 7 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 8 事務職員は、事務に従事する。

第14条 削除

第6章 入学、退学、転学、転入学、休学及び復学

(入学資格)

第15条 本校に入学することのできる者は、学齢に達したものとする。

(出願手続)

第16条 入学を志願する者は、所定の入学願書に検定料を添えて、期日までに提出しなければならない。

- 2 既納の検定料は返還しない。

(入学許可)

第17条 入学を志願する者に対し、選考を行い、合格した者について、校長が入学を許可する。

- 2 選考の方法は、別に定める。

(入学手続)

第18条 入学を許可された者は、所定の期日までに、指定する書類を提出しなければならない。

(退学及び転学)

第19条 退学又は転学しようとする者は、所定の願出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第20条 校長は、転入学を志願する者があるときは、選考の上、許可することができる。

2 選考の方法は、別に定める。

(休学)

第21条 校長は、児童が病気その他やむを得ない理由のため、長期間修学困難と認められるときは、休学を許可することができる。

(復学)

第22条 休学事由が消滅したときは、速やかに復学を願い出て、校長の許可を受けなければならない。

第7章 雑則

(検定料の額)

第23条 第16条の検定料の額は、国立大学法人北海道教育大学における授業料等費用に関する規則（平成16年規則第43号）に定める額とする。

(雑則)

第24条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この校則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日平成19年規則第115号 改正）

この校則は、平成20年4月1日から施行する。